

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

規制の名称：成年被後見人等に係る欠格条項の見直し（精神保健福祉士法における成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するもの）

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

評価実施時期：令和6年12月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、精神保健福祉士法に設けられた欠格条項を削除するとともに、心身の故障がある者の適格性に対する個別的・実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）を新設するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198, 181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230, 848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである。（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。

本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	新たな行政費用の算出は困難（個別審査規定の新設に伴い行政側の事務処理費用の増加が見込まれたものの、新たに発生する届出件数が推測できなかったため）。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

（※）新設した個別審査規定に基づく審査に当たっては、精神保健福祉士登録申請書に、申請者が精神の機能の障害により精神保健福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約する旨を記載させており、新たな行政費用は発生しない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・ 本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・ また、本規制緩和により新たな行政費用及び顕在化する負担は生じていない。
- ・ 結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異は生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。